

オイスカ高等学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止のための対策に関する基本方針

[基本理念]

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校においては、地元を主体に全国・海外から生徒が集まり、約半数が親元を離れて寮生活を送っている。そのため、多種多様な生徒の実態に配慮し、より互いを理解し思いやり、いじめを含む迷惑行為を決して許さず、生徒が安心して有意義な学校生活・寮生活を送れるよう取り組んでいる。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を定める。

[いじめの禁止]

生徒は、いじめを行ってはならない。

[学校及び職員の責務]

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止のための対策に関する内容

(1) 日常におけるいじめ防止のための取り組み

- (ア) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ) 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に支援を行う。
- (ウ) 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- (エ) 全職員がいじめは決して許されないという共通認識に立ち、生徒の少しの変化も見逃さず見守っていくために校務の効率化を図り、生徒とかかわる時間を多くするよう努める。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①生徒対象いじめアンケート調査年3回（5月、10月、2月）

②生徒個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査年5回（4月、7月、9月、12月、1月）

③保護者面談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査年1回（7月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行えるよう次のとおり相談体制を整備する。

①教育相談担当の活用

②スクールカウンセラーの活用

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル講習会等必要な啓発活動を行う。

3. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止・早期発見・対処に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、寮務部長、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

※事案により、柔軟に検討し学校長が任命する。

<活 動>

(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

(イ) いじめ防止に関すること。

(ウ) いじめ事案への対応に関すること。

(エ) いじめの問題に関して生徒の理解を深めること。

<開 催>

月に1回程度開催する。いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめに対する措置

- (ア) いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
- (イ) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- (ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (エ) いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じる。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (キ) はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- (ク) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、静岡県（私学振興課）及び所轄警察署等と連携して対処する。

4. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、学校設置者及び静岡県（私学振興課）に速やかに報告する。
- (イ) 学校設置者及び静岡県（私学振興課）と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ調査会議」を設置する。
- (ウ) 「いじめ調査会議」は、「いじめ防止委員会」を母体に当該調査の公平性・中立性を確保するよう専門的知識及び経験を有する第三者の者等を加えて構成する。
- (エ) 専門的知識及び経験を有する第三者の者等は、事案内容により学校設置者及び静岡県（私学振興課）と検討し、校長が任命する。
- (オ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (カ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

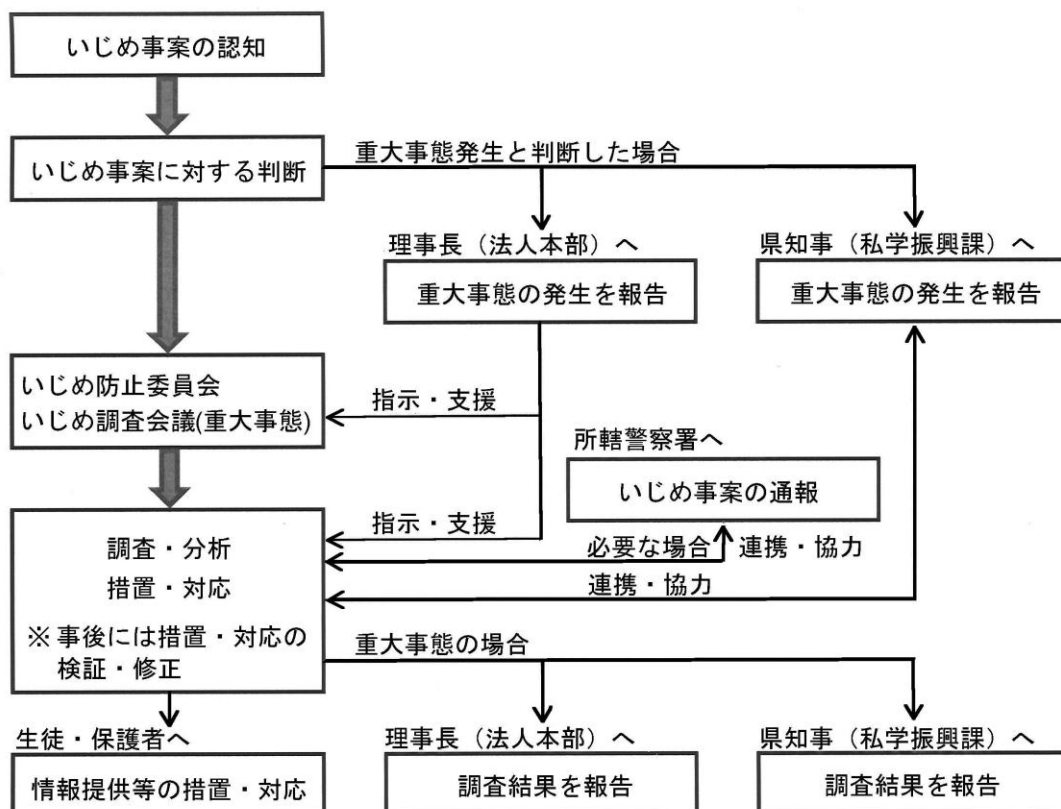
5. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

附則 この方針は平成31年4月1日より運用する。

※いじめ事案への対処の流れ



※ 平成30年度年間計画

	生徒いじめ アンケート調査	生徒面談聞き 取り調査	保護者面談聞き 取り調査	職員研修	生徒保護者ネッ トモラル講座	防止委員会 (定期)
4月		○		○		○
5月	○					○
6月					○	○
7月		○	○			○
8月				○		○
9月		○				○
10月	○					○
11月						○
12月		○				○
1月		○				○
2月	○					○
3月						○